

第十六号議案

江戸川区臨海球技場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区臨海球技場条例の一部を改正する条例
 江戸川区臨海球技場条例（昭和六十三年十二月江戸川区条例第三十号）の一部
 を次のように改正する。

第二条中 「江戸川区臨海球技場第一 江戸川区臨海町一丁目一番二号」
 江戸川区臨海球技場第二 江戸川区臨海町六丁目一番一号」 を

「江戸川区臨海球技場 江戸川区臨海町一丁目一番二号」に改める。

第三条第二号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第八条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十一条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区臨海球技場第二の土地を東京都に返還したことに伴い、江戸川区臨海

球技場第二を廃止するとともに、江戸川区臨海球技場第一の名称を変更するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。